

話し合いで家族の絆も

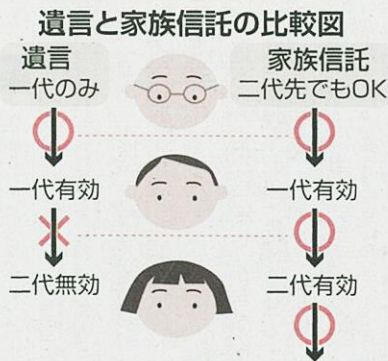
家族信託を考える④

高齢の親が認知症になった際に効果を発揮するのが、事前に親が子に財産を託す「家族信託」制度。事前に備えるといえは「遺言」が思い浮かぶが、家族信託とはどう違うのか。

不動産管理会社「日本財託」の家族信託コンサルタント、横

手彰太さんは「遺言は本人が亡くなつて効力を持ち、生前の認知症対策のための財産管理には

知
つて
る
?



役に立たない」と話す。また、「遺言は財産の承継先の指定を一代に限るため、二次相続以降を決められない。つまり、子から孫への指定ができない」＝図。一方、家族信託は財産の継承先を二代、三代と決めることができるという。

ただ、親が元気なうちにはなかなか財産のことは言い出せないのが一般的だ。横手さんは「遺言と違い、家族信託は生きているうちに生活や介護にかかるお金の使い方、管理を決める話だ。当社で行う無料のセミナーなどに参加したり、専門家に相談したりしてもらいたい」と話す。さらに「家族の話し合いがホッネを引き出し、『すっきりした』という声もよく聞く。家族の絆も深まるのがひとつのメリット」と指摘する。長生きには相応のリスクもある。制度への理解をさらに深めたい。（取材協力 日本財託）